

学術交流協定校との交換留学に係る派遣学生募集案内

1 交換留学生制度の概要

福井県立大学と8大学（韓国：江陵原州大学校・全南大学校、中国：浙江財経学院・吉林大学、台湾：高雄第一科技大学・宜蘭大学、ベトナム：ホーチミン市人文社会科学大学、貿易大学）では、学術交流協定に基づく交換留学生制度を設けています。この制度は、単位互換制度の一環でもあり、本学在学中に上記協定校において修得した単位が、本学において修得した単位として認定されます。（※単位数等に制限あり）

2 出願資格等

(1) 出願資格

派遣時に本学に在籍する学生（ただし、ベトナム・貿易大学はIELTS 5.5, TOEFL iBT65程度の英語力および証明書が必要です）

(2) 授業料等

交換留学を受け入れる大学（以下「受入れ大学」という。）の検定料、入学料、授業料および聴講料等は無料となります。ただし、県立大学の授業料は支払いが必要です。

(3) 履修期間

原則として1年または1学期

(4) 交換留学生の数 ※留学希望者が複数の場合は、選考により順位を決定する。

1大学・1学期につき、3名を超えないものとする（ただし、中国・浙江財経学院、韓国・全南大学校のみ、5名を超えないものとする）

(5) 受入れ大学の授業における使用言語

原則として当該大学が所在する国の母国語を使用する。

(6) 受入れ大学の施設の利用

受入れ大学の施設・設備（付属図書館、食堂等）は、当該大学の学生と同等な立場で利用することができる。

(7) 留学に係る費用

渡航費、渡航に係る諸手続き料、現地滞在費等は本人が負担すること

※ 海外留学派遣制度補助金

この制度を利用して留学した学生は海外留学派遣制度補助金が申請できる。

①人数：学部3年次生以上 3名以内

②補助基準：補助対象経費の1/2 限度額30万円

③対象となる経費：渡航費、宿舍費、ビザ申請に係る費用、保険料など

④応募者多数の場合は、選考を行う。

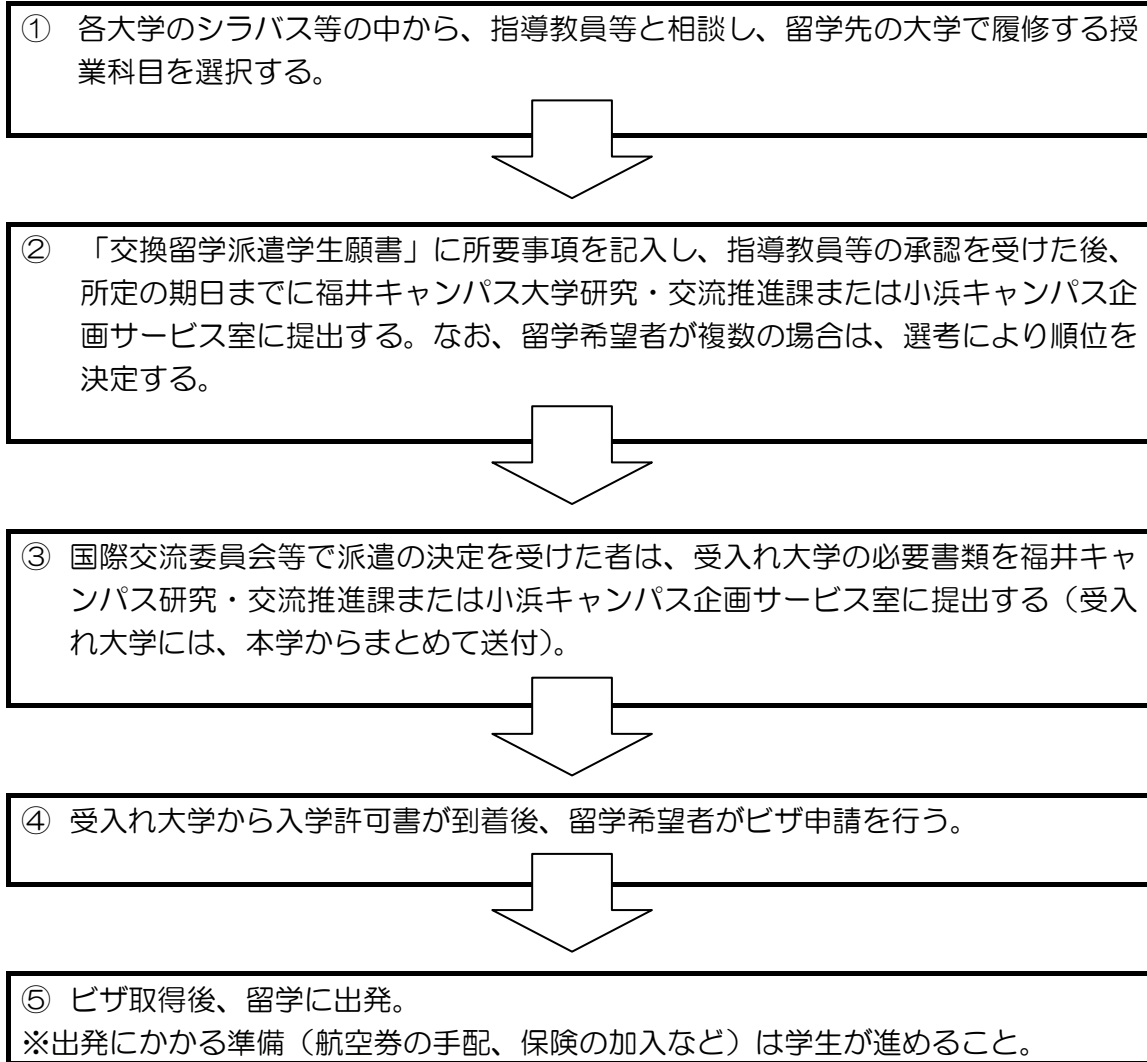
3 出願手続

留学希望者は、下記受付期間中に「交換留学派遣学生願書」を福井キャンパス研究・交流推進課または小浜キャンパス企画サービス室に提出してください。

（※「交換留学派遣学生願書」は福井キャンパス研究・推進課および小浜キャンパス企画サービス室で配布します。福井県立大学HPからもダウンロード可）

受付期間：平成25年4月15日（月）～5月10日（金）

◎出願手続きの流れ



4 派遣先大学における履修科目の試験の実施方法および単位認定

(1) 試験の実施方法

受験上の取扱い等については、受入れ大学の規則による。

(2) 単位認定

受入れ大学からの成績通知に基づき、単位を取得した授業科目については、本学の授業科目の修得単位として認定される（※単位数等に制限がある）。